

会議名	第2回伊丹市特別職報酬等審議会
開催日時	平成26年12月12日(金) 15:00~16:35
開催場所	総合教育センター2階 講座室
出席した委員の氏名	榎木光夫委員、岡野英雄委員、阪部三栄子委員、鈴木潤委員、 達川聡委員、田村友徳委員、藤田昌弘委員、南典子委員、 山下彰一委員、吉屋英子委員
傍聴者数	0人
次第	1. 開 会 2. 委員紹介 3. 資料説明等 4. 審議 5. そ の 他

No.	内容	詳細
1	開会	省略
2	委員紹介	省略
3	資料説明等	<事務局から資料に基づき説明>
4	審議 会長 委員 事務局 委員	<p>事務局からかなり難しい算式ではございますが、報告がございました。まず財政状況は今のところほうまくいっている方だけども、長期的にみればリスクがないわけではない、どのようなことになるかもわからないので、楽観はできないであろう、という話でした。それから、市長と副市長、議長・副議長・一般の議員の説明がございました。伊丹市の財政状況、それから特別職の給料報酬の現在の水準、それから周辺他市の情報とも勘案して皆様方のご意見を頂戴したいと思います。宜しくお願い申し上げます。</p> <p>最後のページの議員の期末手当、3.95 というのは月額に対しての3.95 ですか。</p> <p>月額に対してと、あと先程の職務加算というもので1.2倍した後、年間で3.95 です。</p> <p>今どき、一般企業でボーナスが年間3.95月なんて支給していな</p>

		<p>いと思う。大企業でも今年で3か月が精一杯ですよ。伊丹市は財政に余裕があるのでしょうか。そもそも市議員にこんなに支給する必要はないと思う。名古屋の市長は、市議員は無償でいいって言っているくらいですから。本来、市議員が給与をもらううえで3.95月と言ったら、ちょっと大きいと思う。皆さんがどう思われるかわからないけど、私は額が多すぎると思います。</p>
	会長	<p>というご意見がございました。</p>
	事務局	<p>事務局から補足の説明させていただきます。 今、委員おっしゃられました3.95という数字は、今回の人事院勧告の改定前なのですけれども、国の一般職の月数になってございます。それと、2.95というのは、国の特別職が使っている率でございます。</p>
	委員	<p>国の指示に従ったらいいと思うけどね、やっぱりその市はその市自身の台所をみたくて計算してしかるべきだと思う。</p>
	委員	<p>2.95と3.95あるのですが、それは職務加算との関係があるように思います。職務加算が45%のところは2.95だし、職務加算が20%のところは3.95月となっていますね。これで、バランスをとっているような気がするのですがね。 加算が高かったら支給月数が2.95、加算が低かったら支給月数も3.95とあげてバランスをとっていると、こんな気がします。</p>
	会長	<p>ほかに何かお気づきの点はございましょうか。</p>
	委員	<p>1ページの他市の審議会の開催状況で、川西市と三田市は答申があったということですが、答申があっただけの話で議決などの手続きが済んでないと。ですから、例えば今日の資料の3ページ・4ページ・5ページには全然、答申の内容は反映されていないということですね。</p>
	事務局	<p>そうです。</p>

委員	多分、答申では低くなっていると思いますから、例えば5ページの議員の報酬月額で、川西市と三田市は答申で5ページに出ている金額より、低くなっているだろうと思いますけど。
事務局	今日の段階ではまだ、数字としては各市の状況もあると思いますので、ご用意できておりません。
会長	確かに他市の状況は気になるころではありますね。
委員	仕組みがわからないのでお聞きするのですが、条例で決まっている報酬の減額は、条例に関係なくできるのでしょうか。
会長	ここは非常にこの資料を見るときのポイントになりますので。
事務局	前回の資料の6ページご覧いただけますでしょうか。こちらが市長等の給与に関する条例です。第2条に「市長また副市長の給料月額は次の通りとする。」ということで、市長につきましては、現行1,063,000円、副市長は879,000円と規定がされています。その一方、このページの右下ですが、技術的・専門的なお話になりますが、本則規定と付則の規定というものがございまして、どちらも条例として有効な内容のものなのですが、この2条で規定はしておりますが付則の第5項で給料月額の特例ということで、26年10月から27年3月までの間は2条で1,063,000円と規定してありますが956,700円とします、という手法で給料の減額を行っております。現行、市長は、956,700円は本則の1,063,000円に対して10%減となっております。
委員	今回、この会議で決める額は、結果として本則に反映するのですか。付則の方に反映するのですか。
事務局	あるべき姿ということですので、本則を議論いただいて、答申をいただくのがこの会の所掌事項ということになります。
委員	付則というのは会議なしで決められているということですね。
事務局	財政状況等考えまして、市長が判断して決めている状況でござ

		います。
	委員	前回、話を聞いていて思ったのですけれども、本則をここで決めるじゃないですか。減額のパーセントによって、支給額の本則が下がったとしても減額率のパーセントが違ったりとか、無かったりすると実際の支給額というのは、今払っている金額よりも増える可能性があるということですよ。
	会長	今回この議論でここまで下げたけれども、その額が現在の付則よりも高い水準にあるとすれば、次の条例でこの付則がなければ、結局、支給額が上がるのではないのかと、多分そういう質問ですね。
	事務局	その通りです。付則で何か別の規定ですとか、特例を設けなければ本則が適用されますので、今と支給される額が異なるという可能性はございます。
	委員	では、ここで減らそうという結論になっても、現実的には支給額は増えるということですよ。また、そういう可能性があるってということですよ。
	会長	結局、この審議会で決めるべきは本則ですので、付則というのは自主的に減らそうよという意味であると思います。
	事務局	おっしゃる通りでございまして、本審議会でご審議いただきまして条例で定めるのは、市長なり議員の報酬がどうあるべきかと、このくらいの額であるべきという基準でございまして、そのあと付則で定めております減額後というのは、それぞれの自治体の長なり議員の方がご自身の判断で、現状ですと、例えば社会経済情勢とか見たときにあるいは消費税の引き上げとかあったわけですが、そういう状況をみたときにやはりまだまだ社会経済情勢が厳しいのではないかとということで減額をされております。ですから、これも若干震災以降、本市でも慢性化しておりますけれども状況によりまして例えば委員の方からもありましたが、現状でその減額が急に無くなってということは考えにくいですが、将来的に非常に景気が上向いてき

		<p>てとなればそういうこともありますし、逆に悪くなってこればもっと減額が大きくなる。それはその時々状況の長の判断になりますのでこの会におきましては、その長の判断に委ねるということで、あるべき姿が本来どうかというのをご審議賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長		<p>委員の言われるのも十分わかります。要するに、今の付則よりも下に行くべきじゃないかというお気持ちがあると、私もそう思います。今度の本則を今の付則の額より低くしておくべきかどうかということですよ。</p>
委員		<p>仮に下げたとしても、また議会で上げられてしまう。我々の意見は通らないのではないかと。</p>
委員		<p>この審議会で決まった額より高くするっていうことは、そうさせないようにこの審議会があると思います。</p>
委員		<p>高くはないけど、ここで決めた審議会の金額よりも上乗せされてしまうことも考えられる。</p>
会長		<p>いろんなご意見があろうかと思いますが、私の方から一つ質問させていただいてもよろしいでしょうか。③の資料を例にとりますと、この減額している期末手当の給料月額に1.06掛けてという算式がございますね。その時の給料月額というのは減額後ではなくて条例本則の数字でしょうか。</p>
事務局		<p>伊丹市では、減額後の額で実際の支給をしております。先程の条例の付則の中で1,063,000円とあるのは、956,700円とするということで、本則を読み換えております。</p>
委員		<p>事務局側に前回の宿題がありましたよね。</p>
会長		<p>期末手当の支給月数の2.95。これは市長の計算では2.95ですけども、⑤のページの議員の期末手当は報酬×1.2×3.95に現在なっていると。このあたりも議論しなければいけないかと前回も申し上げましたけれども、現時点においては市長並びに副</p>

		<p>市長と議員では支給月数に差があるという確認です。他に何かございましょうか。</p>
	委員	<p>この資料の地域手当というのは普通、僻地とか物価の高い所に出ると思うが、阪神間7市の中で市によって地域手当が出たり出なかったりしている理由がわからない。</p>
	事務局	<p>この資料の地域手当はあくまで、市長、副市長の支給率でありまして、一般職につきましては各団体すべて支給されております。それぞれ地域によって、伊丹市は現行6%ですけれども、尼崎市でしたら現行10%ですとか。市長・副市長・特別職にどこまで地域手当を加味するかは各市のお考えの中で出てくるものでございます。芦屋市につきまして市長で10%、副市長も10%ということで地域手当の率が定められていますけれども、一般職につきましては14%と、一般職と率を変えている状況もございまして。こちらは各市長がどうあるべきかという判断でされているというところでございます。</p>
	委員	<p>地域手当の意味合いが良くわからない。 例えば、物価の高い地方に住んでいる人は地域手当をプラスしますというのは企業でもあります。皆さん同じ地域の中に住んでいるときに、芦屋市も宝塚市も川西市も三田市も伊丹市も似たような市ですよ。何故、地域で差があるのかがわからない。</p>
	事務局	<p>国の基準がございまして、賃金統計調査の結果から各地域での民間給与の調査結果から伊丹市は何%、この市は何%という国の指定がございまして。それに沿った形になっておりますので、私どもが何%に設定しようというものではありません。国基準でさせていただいております。</p>
	委員	<p>伊丹市にある国家公務員の地域手当が、6%ですか。例えば、法務局だとか。</p>
	事務局	<p>そうでございます。国家公務員がその地域で働いた際に何%出すかというのが地域手当でございまして地方公共団体につきましては、国の制度に準拠するという考え方が一般的にございま</p>

		す。国家公務員の地域手当の支給割合に合わせているという状況でございます。
	事務局	補足させていただきます。阪神間一体じゃないかというのは、我々もそういう感覚ではあるのですが、国の調査が各市の賃金状況の調査ということで、各市ごとで行われておりまして、阪神間という形で調査をしておりませんで、細かく市ごとに調査をかけております関係から、伊丹市では、宝塚市ではという数字に差が出てきている状況でございます。
	委員	市にある事業所の平均をとってあるのですね。住んでいる人の平均ではないのですね。
	事務局	おっしゃる通りです。その市域にある事業所の支給状況を調査されてということでございます。
	会長	今の地域手当はそういう標準的な数字は出ているけれども、この地域手当を出すか出さないかの判断はあり得るのでしょうか。それともそれはないのでしょうか。
	事務局	一般職、また、特別職もそうですが、給与を支給する際には条例での規定が必要になっております。その条例を規定する際に地域手当の率等も条例に明記されているところなのですが、基本的には国に準拠する考え方でございます。各団体によってその率が国と異なる場合もございます。
	会長	その条例を決めるのが議会であると。
	委員	資料を見ると伊丹市は人口の比率からいって、給料・報酬が割と高い水準になっていますよね、尼崎市とか西宮市はかなり人口がある割には給料・報酬が低いような感じがします。伊丹市はそれの半分くらいの人口なのに値がちょっと高いのではないかと思います。
	会長	どうも一か所だけ見るのではなくて、いろんなところから見ないといけないので、大変ですね。横に並べて見て、算定の仕方

	<p>がなかなか難しいなど。縦に見てみて、他地域との関係見てみたらこの人口とこの財政状況でどうなのかと。私もどちらかといえば数学屋ですけどもなかなか難しいと感じます。</p>
委員	<p>どこの市も財政豊かというところはない。それでも伊丹市長の給料月額是全国 8 位でしょ。</p>
事務局	<p>全国ではなく、前回の資料にございました類似団体というところでの数字で、全国の類似した団体 53 市の内、市長が 8 という数字です。</p>
会長	<p>前回の資料の 11 ページと 12 ページにあります。</p>
委員	<p>議長・副議長が類似団体の中で 1 位です。</p>
会長	<p>そうですね。</p>
委員	<p>その辺の算出はどのようにしてやって答申しているのか。</p>
会長	<p>他市ですか。</p>
委員	<p>伊丹市の財政は豊かではないと聞いたことがあります。</p>
会長	<p>この 11 ページから 14 ページの類似団体に出てくるのがいろいろな見方があって、伊丹市と本当に類似団体なのかという疑問がないわけではありませんけれども、これも国が分類しているものですよね。国の方からこういうところを一つの同じような団体と見ましようというのが、前回の 11 から 14 ページまで。これで見たら都市部が少ないなと思います。なにか、ご意見ございましょうか。</p>
委員	<p>前回の資料の議員の報酬ですが、他の類似団体と比べると、どう見ても高いですね。同じ議員定数の 28 人ってところだけ見てもやはりかなり高額だなというのが率直な意見です。</p>
会長	<p>今のご意見は、議員の水準が気にかかるということですね。</p>

委員	議員定数が他の委員もおっしゃっていた通りで、20人くらいでいけるのであれば、これくらいの水準があってもいいのかもしれないのですけれども、28人と人数も多いのであれば、比較したら高額になるかなと思います。
会長	ご質問や、何かご意見ございましょうか。
委員	財政面から考えるのか、その本則から考えるのか。財政面から考えていくのであれば、その実際にお渡ししている金額で考えなければいけないのではないかとも思います。
委員	財政は厳しいが、市長の給料は一人分ですからね。 市長が10人も20人もいれば、ちょっと考えますけど、市長はたった一人ですからね。
委員	市長だけじゃなく、市議会の方の分も含めて。
委員	議員の給料が高いと思います。議員の給料もっと下げるべきと思います。
会長	他の委員はいかがでしょうか。
委員	今日いただいた資料を見てみまして、伊丹市の市長・副市長・議員の給料を見て、私個人としては高すぎもなく低すぎもなくのところかなと思います。50万人規模の市と20万人規模と10万人規模の市とありますが、ある程度ラインがあるのかなと。ベースでだいたい50万人だと市長は120万円程度、20万人だと100万円程度、10万人だと90万円程度、だいたいラインがあるのかなと。そこと見比べると議員のところの期末手当の算定報酬ですね、3.95使うのか2.95使うのかというところで、2.95使っているところは職務加算が増えるでしょうが支給月数は減る方向にいくので、そちらの方で、議員の方はカバーしていけばいいのかなと。減らす方向で、と感じました。
会長	様々な考えがありますので議論をしながら、次回には整理を行

		<p>なえればと思っております。いかがでございましょうか。</p> <p>私は給料などに関して素人なので、何を基本にしているのかというのと、資料で数字を並べられても、判断がつきません。それだけの仕事をされているからいただけるのだらうと思うのですが、私たちが毎日毎日働いて、税金を支払って、その中から伊丹市は産業が少ないから、だから一般の人が税金を払って、その中から皆さん給料をいただいているのです。これは当たり前といえは当たりの話なのですが、私たちがこの審議会で意見を出している訳ですけども、ここまで計算をしてみました、こんな数字が出ていますけどいかがでしょうかということなのでしょう。私は一生懸命働いて精一杯やっているところなので、皆さんのお話聞かせていただくだけでも勉強かなと思っております。だから、それ以上のことはたくさん言えませんが、皆さんのご意見などに感心しております。</p>
	<p>会長</p>	<p>最後にこれは上げるべきか下げるべきかこれでいくべきかという大きな方向を決め、さらにその中で、もし上げるとしたら何%、下げるとしたら何%というが必要だと思っておりますけれども、その中でご意見を頂戴したいなと思っております。</p>
	<p>委員</p>	<p>私も給料に関して素人なので、初めてこういう給与を見させていただいて、市長はこんなに貰っているのだと。市議会議員の給料のお話が出ておりましたが、確かにこの資料を見る限りでは類似団体の中で一番高いですかね。4番目か。議長と副議長が一番高いのですかね。高い順はわかるのですが、一番高い理由が何なのかなど。類似団体なのでだいたい似たような給料、13位が5団体くらいあるのですか。東京都の立川市から小田原市までだいたいこの付近で55万という水準になるのでしょうか。この伊丹市の599,000円と53位でしたら、20万以上の差があるわけじゃないですか。そういう問題はどのように生まれるのかなというのが一つ疑問で、その部分からやっていると、伊丹市のこの給料が適正であるかどうかはちょっとわからないですね。何かの基準が示されてもこれだけばらつきがあったら何故こんなにばらつきがあるのかという説明をいただかないと判断が難しいかなと思います。</p>

会長	<p>これは事務局でもなかなか答えられないところで、これはそれぞれの市・議会で決めているものであると。</p>
事務局	<p>私見になりますが、類似団体というのが人口と産業構造等で基準を設けて全国の自治体を 16 区分に分けておきまして、会長からも都市部であったり、都市部ではないところがあったりというようなご指摘もありましたが、この基準で分類した結果、このような団体が出てきている状況です。各地域性や地域における住民の考えなど、そういったものが全く一緒のエリアではないと思っております。類似団体で見ますと、確かに伊丹市の議長・副議長・議員は 1 位・1 位・4 位でございますけれども、経済圏も一つの考え方としてございますので、阪神間の状況で見たら 1 位になってない。この状況を見ましたら、阪神間というのが全体的に水準の高い地域なのかなと思っております。</p>
事務局	<p>補足ですが、委員からもありましたけれども、阪神間ってというのが同じような地域ではないかというのが、我々もそういう感覚で、多くの方がそういう感覚だろうなと思っております。人口が同じくらいの規模の阪神間であれば報酬の水準も同じくらいであるのが妥当じゃないかというような考えがあるのかなと。類似団体というのはそれらをすべて、地域性とかを度外視しまして産業構造と人口だけで網をかけた全国の団体の基準でございます。一方、我々阪神間に住んでいるものとすれば、阪神間で同じくらいの人口の自治体 20 万規模の自治体であればそんなに行政の水準が違うわけでもないのではないかという判断からこうなってきたのではないか、「ないか」というのはこれも過去の積み重ねですのでこうだとは断言できませんけれども、おそらくそういう経緯があって、阪神間の中での同じくらいの団体であれば同じような水準というのが現在に至っていると考えます。</p>
委員	<p>阪神間の他市は類似団体の資料には出てないですね。</p>
事務局	<p>伊丹市が類似団体のどこに属するかというと微妙でございまして産業構造が少しずれるとまた別のグループの類似団体に移っ</p>

		てしまいます。そうするとまたガラッと順位も変わってきます。人口が15万を超えるとか超えないとか、産業構造で3次産業なり2次産業なりの割合で動きます。伊丹市は近年もこのグループが変更されておりまして、現時点においてはこういう状況ということになっております。
事務局		状況等でご説明しますと、近隣の川西市が以前は同じグループでしたが、今回の区分では川西市は別のグループになっており、鎌倉市と川西市の2団体だけが全国で類似しているというような区分分けになっております。
委員		感覚的に、阪神の伊丹市と川西市は似ているなというイメージが。企業も大企業もありますし人口規模も一緒ですし。
事務局		従前は同じグループにいたのですが、川西市が別のところに移行したために、このような形になっております。
会長		この類似団体については、これだけでもかなりの議論になってしまいます。類似団体は少し別にしまして、何か今回の報酬についてのご意見ございますか。
委員		類似団体と比べましたら、確かに立川市や八王子市や府中市よりも高いし、おかしいなという気はしないでもない、議長が一番というのが気にかかります。平均まで下げる必要はないけど、一番はやっぱり…。
会長		いずれにしても特別職が高い方にランクされているという。
委員		それはただ本則ベースで、実際は結構下げている。そう言いましたら他市も下げているわけでしょ。実質を言い出したらわからない。
会長		それは先程の議論がありましたように条例本則の中に書くべき数字の議論が必要です。
委員		市長なので頑張ってもらわないといけないので、一定額を支払

		<p>う必要があると思いますが、やっぱり横並びで見たときに突出しているのだけは避けた方がいいかなと思います。</p>
委員		<p>私もそう思っています。全体的に伊丹市は市議会議員にしてもかなり給料が高いじゃないですか。市長にしても結局この審議会で給料を下げるべきとしたとしても、期末手当の職務加算を大きく上げたりすれば、結局下げた意味がなくなるってことになる。だから、その辺の基準についてなかなか、どうしていいのか、どうなのかという基準が出しづらいつ感じます。どの辺の基準が妥当なのか。この阪神間7市の基準でそれに沿って割り当ててるのか。何かと我々は阪神間を比較対象にしますよね。東京とかじゃなくて近隣の都市を対象にしていくから、その辺と平行なところに持っていったらなと思いますけど。</p>
会長		<p>今のご意見は類似団体もさることながら、地域性という近隣のところがベースになるという、そんなご意見だと思います。</p>
委員		<p>やっぱり阪神間は経済圏として全国的に見ても真ん中ですから。阪神間っていうところに問題はないです。他市の状況も答申でどうなるかわからないですけど、結果として。</p>
委員		<p>私はそんな難しく考えずに、ごく単純に事務的に考えたら良いと思います。議員は28人で、あとは一人ずつですよ。議長・副議長も一人ずつ、市長・副市長も一人ずつ。議員についてはごくごく事務的に考えたらいいのではないかと。今回この会が開かれた理由は国家公務員のベースが下がったから伊丹市の特別職も下げたらどうかというところが主な理由と思うのです。そうすると今の議員のベースが月額599,000円です。そうすると前の国家公務員の表で、599,000円という表の人が新しい表でいくらになっているのかということを見て。それと同じように議員も下げたらどうかと思います。今はその表がわからないと思いますけれども調べていただくとして、要するに前の国家公務員の表で599,000円の人、例えば5等級4号俸の人が新しい5等級4号俸ではいくらになっているかを見て、それと似た額にしたらどうかというのが私の意見です。議員を先に事務的に考えてはどうかと。</p>

	委員	<p>国会でも議員の定数を減らそうっていう時代ですからね。私は以前から伊丹市の市会議員の数は多い、20人くらいに減らして、支出を減らしたほうがいいという意見を持っています。最初、私が伊丹市に来たときは30何人いましたけど。これでも減ったがまだ多い。だから20名にすればかなりの支出が減ると思う。</p>
	委員	<p>諮問事項には、議員の定数は入ってなくて、金額だけですね。</p>
	会長	<p>議員の定数につきましては、気持ちの上でのいろんなご意見があるだろうと思っております。私としては本日の資料を見るだけでも実は大変だと思っております。資料の③で見ますと給料月額1,063,000円、その次の④の879,000円というところが今回議論しなければいけない焦点、ここがターゲットになるわけですね。そうはいいいながらも実をいうと3ページに年収減額後の額がありまして、その支給の実態はこの減額後の数字だと。そうすると気になるのは一番右側（減額後の年収額）であり、ターゲットとして決めるべきは一番左側（本則の額）であると。このあたりを十分勘案して今後の議論を深めていかなければならないと思います。その実態論でみると、市によって2.95かけてみたり、3.95かけてみたりとなっている。こういう具合に思います。</p> <p>そういうことから見ますと、資料も見ていただいて、そして委員からもございました、人数が一定数である議員の報酬は事務的に見たらいいのではないかと。あとは一人二人のところはある意味で個別の話であるというような議論の進め方もある。いずれにしても次回までに伊丹市のために悩んでください、というのを宿題にさせていただきます。</p> <p>事務局にも宿題を出させていただきますけれども、今現在、阪神間の他の自治体で審議会が進められて一つの結論が出ていて、今後の議会で条例が決まっていくのだろうと思います。今現在、我々は現状の資料だけを見て、給料・報酬のあるべき水準を決めようとしているのだけれども、他市の状況も変わっているはずですよ。私は他市の状況が上がっているとは思えない。もし上がっているところがあったとしてもそれはなんらか</p>

		<p>の理由があると思います。そういう意味で他市の状況の結果がどうなのかということ、事務局の方で調べていただけませんか。それをベースにして我々は他市がこうなのだから伊丹市もこうだよと。これは先程、委員からもご指摘ありました、全国ベースでというよりも阪神間のところを一つの議論をしないといけないと、そういうところからみても他市がどうなっているのかと、どういう方向になっているのかということをお調べいただけませんか。</p> <p>それを比較して次回に資料としてお出しただければと思っております。宜しくお願いします。</p>
5	その他	(事務連絡等)